

# 当院における身体的拘束を最小化する取組について

令和8年5月 瀬田川病院 院長

## 1. 身体的拘束に対する考え方

身体的拘束は患者の行動の自由を制限することであり、尊厳ある生活を拒むものである。

当院は患者または他の患者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束の実施を禁止します。

※精神科病床における行動制限に関しては精神保健福祉法によるものとします。

## 2. やむを得ず身体的拘束を実施する場合

- ・身体的拘束なくしては治療が順調に行われない臨床的根拠がある場合。
  - ・身体的拘束以外に代替がなく、十分な評価を行った結果必要と認められた場合
  - ・また以下の3要件をすべて満たした場合
- (1)切迫性: 患者本人またはほかの患者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
  - (2)非代替性: 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
  - (3)一時性: 身体的拘束その他の行動制限が一時的であること

## 3. 身体的拘束最小化チームの体制と活動

- (1)多職種で身体的拘束を必要とする状況になった原因等を評価し、代替方法を検討する。
- (2)患者の身体的拘束が必要最低限であること、及び解除に向けて観察・検討する。
- (3)年2回以上の定期的講習会と身体的拘束最小化に向けた取組み等の職員への周知を行う。